

## 用語の解説

### ● 人口

国勢調査における人口は、調査時において、調査の地域内に常住している「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。すなわち、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている人をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない人は、調査時に居た場所に「常住している人」とみなしています。

### ● 年齢

平成22年9月30日現在による満年齢です。

### ● 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

- 未婚 — まだ結婚をしたことのない人
- 有配偶 — 妻又は夫のある人
- 死別 — 妻又は夫と死別して独身の人
- 離別 — 妻又は夫と離別して独身の人

### ● 従業地・通学地

就業者が従業している、又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分しています。

自市区町村で従業・通学 — 従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

自宅 …………… 従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合  
※ 併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含みます。

※ 農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含みます。

自宅外 …………… 常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合

他市区町村で従業・通学 — 従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆるその市区町村からの流出入口を示すものとなっています。

自市内他区 …………… 常住地が20大都市（注）にある人で、同じ市又は東京都特別区内の他の区に従業地・通学地がある場合

例）常住地が横浜市瀬谷区にある人で、横浜市中区に従業地・通学地がある場合

県内他市区町村 …………… 従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合  
例）常住地が横浜市瀬谷区にある人で、川崎市川崎区に従業地・通学地がある場合

他県 …………… 従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

（注）東京都特別区部及び政令指定都市をいいます。

### 《注意点》

1 他市区町村に従業・通学するという事は、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業・通学するためにやってくるということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものとなっています。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。

2 従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村として取り扱っています。

3 ふだん学校に通っていた人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としています。

この従業地・通学地については、昭和30年調査では、就業者についてのみ、事業所の所在地（従業地）を調査しており、通学地の調査は行っていません。また、昭和35年以降の調査は従業地・通学地とも調査していますが、35年及び40年調査は自宅就業者と自宅外の自市区町村内就業者を区別して調査していません。

### ● 常住地による人口（夜間人口）

調査時に調査の地域に常住している人口です。

### ● 従業地・通学地による人口（昼間人口）

従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口です。

[例：A市の昼間人口の算出方法]

A市の昼間人口＝A市の夜間人口－A市からの流出人口＋A市への流入人口

したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいます。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していません。昼間人口は昭和35年調査から算出していますが、35年及び40年調査では、通学者の出入りを計算する際に、15歳以上のの人に限っており、この点が45年調査以降と異なっています。

● 利用交通手段【大規模調査（10年ごと）のみ】

従業地・通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類により、次のとおり区分しています。

なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、2種類以上を利用している場合はそのすべての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計しています。

区分とその内容は次のとおりです。

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 徒歩だけ      | 徒歩だけで通勤又は通学している場合                               |
| 2 鉄道・電車     | 電車・気動車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場合                |
| 3 乗合バス      | 乗合バス（トロリーバスを含む。）を利用している場合                       |
| 4 勤め先・学校のバス | 勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合                    |
| 5 自家用車      | 自家用車（事業用と兼用の自家用車を含む。）を利用している場合                  |
| 6 ハイヤー・タクシー | ハイヤー・タクシーを利用している場合（雇い上げのハイヤー・タクシーを利用している場合も含む。） |
| 7 オートバイ     | オートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合                  |
| 8 自転車       | 自転車を利用している場合                                    |
| 9 その他       | 船・ロープウェイなど、上記以外の交通手段を利用している場合                   |

● 産業

産業とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしてきた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）。

なお、国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

【平成22年変更内容】

- ・平成22年調査の産業分類は、平成19年11月に改定された日本標準産業分類を基準としており、大分類が20項目、中分類が82項目、小分類が253項目となっています。
- ・労働者派遣法に基づく派遣労働者は、平成17年以前の調査では、「労働者派遣業」に分類していましたが、22年調査から、派遣先で実際に従事する産業を基に分類します。

《注意点》

- 1 仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によっています。
- 2 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しています。
- 3 報告書等では、産業大分類を3部門に集約している場合がありますが、その区分は次によっています。

第1次産業 A農業、林業 B漁業

第2次産業 C鉱業、採石業、砂利採取業 D建設業 E製造業

第3次産業 F電気・ガス・熱供給・水道業 G情報通信業 H運輸業、郵便業 I卸売業、小売業 J金融業、保険業 K不動産業、物品賃貸業 L学術研究、専門・技術サービス業 M宿泊業、飲食サービス業 N生活関連サービス業、娯楽業 O教育、学習支援業 P医療、福祉 Q複合サービス事業 Rサービス業（他に分類されないもの）S公務（他に分類されるものを除く）

● 労働力状態

15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。

労働力人口 ————— 就業者と完全失業者を合わせた人

就業者 ..... 調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。

- (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合
- (2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者を含めています。

完全失業者	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人
非労働力人口	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く）
家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
通学	主に通学していた場合
その他	上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

《注意点》

上の区分でいう「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

● 5年前の常住地【大規模調査（10年ごと）のみ】

「5年前の常住地」とは、その世帯の世帯員が5年前に居住していた市区町村をいいます。平成22年調査では、平成17年10月1日（前回調査時）にふだん居住していた市区町村について調査し、以下のとおり区分しています。また、5年前には当該市区町村に居住していたが、調査時には他の市区町村に居住していた人は、他県又は他市区町村への転出として当該地域の結果表に表章しています。

【平成22年変更内容】

平成17年以前の調査では5歳以上の人のみ集計していましたが、平成22年調査から、5歳未満の人についても、出生後にふだん住んでいた場所を調査し、区分しています。

現住所 ———— 調査時における常住地と同じ場所

国内 ———— 日本国内

自市区町村内 ———— 調査時における常住地と同じ市町村（20大都市の場合は同じ区）

自市内他区 ———— 20大都市について、同じ市又は東京都特別区の他の区

県内他市区町村 ———— 同じ都道府県内の他の市区町村

他県 ———— 他の都道府県

転入（国外から） ———— 日本以外

● 在学か否かの別

学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分しています。

卒業生 — 学校を卒業して、在学していない人

在学者 — 在学中の人

未就学者 — 在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、大学、高等専門学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）など学校教育法第1条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問いません。ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含まれません。

● 最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類により、次のとおり区分しています。

なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校としています。

小学校・中学	【新制】小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の小学部・中学部 【旧制】高等小学校、国民学校の初等科・高等科、尋常小学校、通信講習所普通科、青年学校普通科、実業補習学校
高校・旧中	【新制】高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の高等部、准看護師（婦）養成所、高等学校卒業程度認定試験の合格者（注） 【旧制】高等学校尋常科、尋常中学校、高等中学校予科、高等女学校、実業学校（農業・工業・商業・水産学校など）、師範学校予科又は師範学校一部（3年修了のもの）、通信講習所高等科、鉄道教習所中等部・普通部（昭和24年までの卒業生）、青年学校本科
短大・高専	【新制】短期大学、高等専門学校、都道府県立の農業者研修教育施設、看護師（婦）養成所 【旧制】高等学校高等科、大学予科、高等師範学校、青年学校教員養成所、図書館職員養成所、高等通信講習所本科
大学・大学院	大学、大学院、水産大学校、気象大学校大学部、職業能力開発総合大学校の長期課程（平成11年4月以降）、放送学校（全科履修生、修士全科生）

(注) 平成16年までの大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による試験の合格者も含まれます。

専門学校・各種学校については、入学資格や修業年数により、次のとおり区分しています。

専門学校専門課程(専門学校)

新高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもの 大学・大学院

新高卒を入学資格とする修業年限2年以上4年未満のもの 短大・高専

専門学校高等課程(高藤専修学校)

中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの 高校・旧中

各種学校

新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの 短大・高専

中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの 高校・旧中

<補足>

- 1 高等学校、短期大学及び大学については、定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含めます。
- 2 外国の学校については、修業年限等により、それに相当する学校に区分しています。

● 在学学校・未就学の種類

在学者を在学学校の種類により、「最終卒業学校の種類」で分類した「小学校・中学校」、「高校」、「短大・高専」、「大学・大学院」の四つのほか、未就学者を「幼稚園」、「保育園・保育所」、「その他」の三つに区分しています。